

## 軽度者への福祉用具貸与の例外給付について

### ●あらし

軽度者に対する福祉用具貸与については、自立支援に十分な効果を上げる観点から、その状態像から見て使用が想定しにくい種目については、原則として保険給付できません。

ただし、種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある人については、保険給付の対象として例外的に福祉用具貸与が行われます。

※ 種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある人(①～②)

### ① 直近の認定調査票の基本調査の結果もしくはケアマネジメントにより判断した結果が、「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する場合

\*市に確認依頼書を提出する必要はありません。

【表1】

対象種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
車椅子及び 車椅子付属品	(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7 「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	ケアマネジメントにより判断
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	(一) 日常的に起きあがり困難な者	基本調査 1-4 「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
認知症老人 徘徊感知機器	(一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外</li> <li>・ 基本調査 3-2 ～ 基本調査 3-7 のいずれか「2. できない」</li> <li>・ 基本調査 3-8 ～ 基本調査 4-15 のいずれか「1. ない」以外</li> </ul> 上記いずれか、かつその他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2 「4. 全介助」以外
移動用リフト	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 「3. できない」

(つり具の部分を除く)	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者(昇降座椅子はここで判断)	基本調査 2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	ケアマネジメントにより判断
自動排泄処理装置	(一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4.全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「4.全介助」

【ケアマネジメントにより判断する場合】

この場合については、

- ・ 主治医から得た情報
- ・ 福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメント

により、例外給付の必要性を担当のケアマネジャー(又は地域包括支援センター職員)が判断します。判断した根拠がわかるように書類を整備した上で、計画書と併せて保存してください。

② ①以外で厚生労働大臣が定める者のイに該当する場合

\*市に「軽度者の福祉用具貸与に関する確認依頼書」を提出してください。

【表2】

【対象となる要件】

(1) 医師の医学的な所見に基づき、次の i )から iii)までのいずれかに該当すると判断されている。	
i )	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が定める者のイに該当する者 (例:パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
ii )	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに厚生労働大臣が定める者のイに該当することが確実に見込まれる者 (例:がん末期の急速な状態悪化)
iii )	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から厚生労働大臣が定める者のイに該当すると判断できる者 (例:ぜんそく発作等による呼吸不全,心疾患による心不全,嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)
(2) サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている。	
(3) (1)、(2)のいずれも満たしていることを市が確認し、福祉用具貸与が必要と判断。	

## ●申請に必要なもの

(1)軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認依頼書

(2)医師の医学的な所見の確認資料(次のいずれか)

- ・主治医意見書
- ・医師の診断書
- ・担当ケアマネ等による医師からの聞き取りの場合は、確認依頼書等に聞き取った内容を記入してください

※医師の医学的な所見について、単に疾患名のみや「〇〇が必要」という記載のみでは福祉用具貸与の必要性が確認できないので次の項目が判断できる記載が必要です。

☆ 疾患名

☆ 疾患によって引き起こされている症状

→それにより、P1【表1】の「厚生労働大臣が定める者のイ」のいずれに該当するか

☆ P2【表2】のいずれの状態像に該当するか

☆ 必要となる福祉用具

(3)居宅サービス計画書(第1～2表)又は介護予防サービス・支援計画書の写し

※利用者の同意の署名・同意日が入っているもの、該当福祉用具の利用が盛り込まれているもの)

(4)サービス担当者会議の要点の写し(介護予防支援の場合は、サービス担当者会議の要点が記入された介護予防支援経過記録の写しで可)

## Q&A

- ・ 申請が必要だが、医師の所見がもらえない  
→主治医の意見に基づいて例外的に給付を認める制度です。どのような場合でも主治医の意見がない場合は承認できません。  
どうしても文書や直接聴取する等の方法で主治医の意見をもらうことが難しい場合は、病院のケースワーカー等を介して主治医の意見をもらってください。その場合は、経緯を支援経過にしっかり記録するようにしてください。
- ・ 現在軽度者に該当する利用者が更新申請中だが、新規に福祉用具貸与を行うことになった。更新後も軽度者に該当する見込みがあるが、この場合届出はどのように行えばよいか。  
→軽度者に対する福祉用具貸与の手順にのっとり、更新前と更新後の認定期間でそれぞれ届出を行ってください。更新後の認定有効期間と貸与開始時期が近い場合は、同時に二枚届出を提出してもかまいません。
- ・ すでに例外給付申請をして市から確認通知を受け取っているが、区分変更申請をして要介護度が変更になった。再度申請をする必要がありますか。  
→要介護度が変更になった場合でも、変更前の確認通知の確認期間は有効なものとして取扱いします。そのため、変更前の確認通知の確認期間が終了した後も引き続き貸与する場合は申請してください。